

第2章 目標実現の方法

1. 委員会の設置等

老人保健福祉計画・介護保険事業計画は、5ヶ年間の計画ですが、3年ごとに見直しが行われます。

これらの計画の実施状況について、どのように進捗しているかのチェックを行い、次期計画作成のための意見を聴くため、事業計画策定に係る高齢者福祉協議会を設置します。

2. 介護保険サービスの情報提供

現在、保健福祉課の窓口に、町内及び近隣市町村に所在する、サービス提供事業者の一覧表を備え付けています。実務的には、要介護者がケアマネージャーと相談しつつ、サービス提供事業者を選択することが多いと考えられますが、町側が事業者の各種情報を的確に掴み、利用者の問い合わせ等に対応できることが大切となります。

平成15年度からは、町内の各サービス事業者のPRを含めた資料を認定結果と同時に配布します。

3. 介護保険サービス事業者及び介護支援専門員の確保

既存の介護保険サービス事業者の育成を図る一方、必要なサービス部門については、積極的に民間及び法人等の事業参入を促していきます。

また、介護支援専門員の確保については、広く住民及び関係事業者等に対し資格取得について働きかけをしていきます。

あわせて、大学との共同研究をすすめながら、結果を介護支援専門員の研修会等で活用し、質の向上を図ります。

4. ボランティアの確保と組織化

社会福祉協議会、地域老人クラブ、女性団体等の自主的な地域活動は、地域の介護を支え、地域福祉の土壌を育む大きな力となることから、介護保険サービスで対応出来ない部分をカバーしたり、サービス受給者を日常生活面で支えるなどボランティアの果たす役割は大きいものがあります。

今後においても、各種団体の活動支援を積極的に行うとともにボランティア組織のネット化を図るなど地域ボランティア団体の育成強化に努めます。

5. 他組織等との連携

先に示した両計画を支える体制図の中で、各組織間の連携がスムーズに運営されることがより重要となります。地域を支える各組織・団体あるいは個人等

との連携をより深め、地域福祉の増進に努めます。

6. 制度の啓発等広報活動

介護保険制度については、制度発足時点から各地区において説明会を行い、併せて、その後も広報誌を中心に啓発活動を行ってきました。

ただ、制度が開始されて間もないこともあり、本制度の内容を詳しく理解している方は非常に少なく、疑問・不明点を持つ人が多いようです。

また、老人保健・福祉サービスについても、サービスによっては知らない人もかなりいるようです。

これらのサービスを使う・使わないは別にして、知っているだけでも生活の幅が広がったり、知らない方への情報提供もできます。介護保険や老人保健福祉サービスを上手に利用し、介護者の負担や健康づくりのために一層の広報・啓発活動に努めます。

東串良町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画抜粋

第3部 老人保健福祉計画でのサービスの供給目標

老人保健福祉サービスの種類と目標

(1) 老人保健福祉サービスの提供目標、考え方

はじめに、平成15年度から19年度の期間で提供するサービスの目標設定に際し、基本的な理念や優先事業、重点事業等について記載します。

① 生活支援・介護予防事業

介護保険法の趣旨から、高齢者ができる限り寝たきりなどの介護状態に陥ったり、状態がさらに悪化することがないようにすること（介護予防）や、自立した生活を確保するために必要な支援（生活支援）を行っていきます。また、介護保険の対象にならないサービスの実施はもちろん、要介護認定で制度の対象外となる在宅の高齢者に対しても必要な支援を行い、安心して生活が送れるよう努めます。

② 生きがい対策事業

高齢者の誰もが、人生を生き生きと潤いのあるものにし、それぞれの生活の質を高めていくため、世代交流や動物とのふれあいという視点も取り入れながら、高齢者雇用機会の拡大やボランティアへの参加の促進など、「社会参加と生きがいづくり」を推進していきます。

③ 家庭介護者支援事業

家庭で介護を行っている介護者の「心のケア」対策として講じるもので、主に在宅介護者における精神的な負担を和らげ、介護する者もされる者もゆとりのある健全な生活が送れるように努めます。

また、痴呆性老人が大変な勢いで増えている状況から、痴呆性老人を持つ在宅介護者の支援を重点課題として捉え、これらの解決に向けた取り組みを強化します。

④ 地域ケア対策事業

地域ケア対策としては、総合的な介護サービスを提供する拠点の整備が必要になりますが、ここでは主に日常の生活圏に近い所で保健・医療・福祉の在宅介護サービス提供窓口として相談・指導にあたるとともに、多様なニーズに応じて各種サービスを調整し、総合的に供給することができる体制として、在宅介護支援センターを中心とした体制整備を図ります。

⑤ 老人保健サービス

老人保健サービスでは疾病（特に生活習慣病）の予防と、寝たきりなどの介護状態になることの予防を通じ、「健康日本21計画」の目標である健康寿命の延伸を図り、若年死亡の減少を図ることを重点的な目標としています。

生活習慣病の予防については、高血圧、高脂血症、糖尿病を重点的に対策を講じることが必要な疾患と位置付け、これら重点対象疾患を予防する観点から、壮年期以降における食生活、運動等の生活習慣の改善への取り組みを強化します。

⑥ 施設サービス

養護老人ホームへの入所者は、平成13年3月現在17人が入所しています。

待機者13人と入所者に比して多くなっていますが、実際に入所となると見送る方が多く、独り暮らし老人等で将来に不安を感じている方が保険的な意味合いで入所を希望しているケースが多く見受けられることから、本当に入所が必要な方は少数であることがうかがわれます。

本町での平成19年度までの5ヶ年についての整備計画は、高齢者支援共同住宅を年次的に整備します。

(2) 在宅福祉サービス

① 在宅高齢者福祉事業の主なサービス

主なサービスの全体的目標値について記載します。

在宅高齢者福祉サービス事業の実施予定

在宅福祉 サービス名	事 業 内 容	平成15年度 利用予定	平成19年度 利用予定
1 生活支援型ホームヘルプサービス	居宅に人材等を派遣し、軽易な生活援助サービスを提供	3	10
2 生活支援移送サービス	送迎用車輌により、自宅と生きがい対応型デイサービス等を実施する施設との間を送迎	39	40
3 高齢者訪問給食サービス	毎日の食事を提供し高齢者等の自立した生活の維持や安否の確認を行う	120	120
4 寝具類洗濯乾燥消毒サービス	寝具類の衛生管理が困難な者に対し、寝具類の水洗い及び乾燥消毒のサービスを行う	24	30
5 住宅改修支援サービス	高齢者向けに居宅等の改良を希望する者に対して、住宅改修に関する相談・助言を行う	50	65
6 訪問理美容サービス	移動理美容車や出張理美容チームによる訪問理美容サービスを提供	23	30
7 生きがい対応型デイサービス	老人福祉センター等において、日常動作訓練から趣味活動（生きがい活動）等の各種サービスを提供する	39	40
8 生活指導型ショートステイ	疾病ではないが体調不良に陥った高齢者等を老人ホームの空き部屋等に一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに、体調調整を図る	2	5
9 在宅介護支援センター	在宅の要援護高齢者の介護者等に対し、介護方法等の在宅介護に関する相談に応じる	2	3
10 養護老人ホーム	身体上や経済上等の理由で居宅での養護が困難な65歳以上の者を入所させ養護する施設	18	30

② 生活支援・介護予防事業

介護保険法の趣旨から、高齢者ができる限り寝たきりなどの介護状態に陥ったり、状態がさらに悪化することができないようにすること（介護予防）や、自立した生活を確保するために必要な支援（生活支援）を行っていきます。また、介護保険の対象にならないサービスの実施はもちろん、要介護認定で制度の対象外となる在宅の高齢者に対しても必要な支援を行い、安心して生活が送れるよう努めます。

イ. 生活支援型ホームヘルプ事業

◎ 軽度生活援助事業

軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅の独り暮らし老人の自立した生活の継続を可能にすると共に、要介護状態への進行を防止します。

これらの事業の実施にあたっては、ホームヘルパーをはじめ必要とされる生活援助内容に応じ必要な知識経験を有する者を派遣し対応します。

- ・外出時の援助（例：外出・散歩などの付き添い、運転の代行など）
- ・食事・食材の確保（例：宅配の手配、買い物等）
- ・寝具類等大物の洗濯・日干し、クリーニングの洗濯物等の搬出入
- ・家周りの簡易な手入れ作業（例：庭、生垣、庭木等の手入れなど）
- ・家屋内の整理・整頓（例：配偶者が亡くなった時などの遺品処理など）
- ・多少目が不自由な方に対するサービス（例：朗読、代筆など）
- ・その他（台風など自然災害への防備等）

実施目標	平成15年度	平成19年度	主なサービス提供事業者
年間実利用者数	3	10	東串良町社会福祉協議会
内自立判定者見込み	3	10	
一人当たり月平均利用回数	8	8	
年間延べ利用回数	318	1,060	

目標量算出根拠

- ・平成19年度目標数の設定は、各年度2人の増加を見込む
- ・平成15年度自立判定者見込みは、要介護認定申請見込み356人の7%
平成19年度は要介護認定申請見込み367人の7%を見込む
- ・虚弱老人 平成15年度は0人を見込む
- ・利用回数 一人当たり月平均2～3回

四. 訪問給食サービス

食事の調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスの取れた食事を提供するとともに、当該利用者の安否の確認を行います。

実施目標	平成15年度	平成19年度	主なサービス提供事業者
年間実利用者数	120	120	東串良町社会福祉協議会
内自立判定者見込み	12	12	
一人当たり一日平均利用回数	2.0	2.0	
年間延べ利用回数	46,000	46,000	

目標量算出根拠（利用実績から勘案）

- ・平成19年度目標数の設定は、各年度0人の増加を見込む
- ・自立判定者 利用者のうち1割程度を見込む
- ・利用回数 一人当たり一日平均1～2食

八. 老人日常生活用具貸与サービス

現在町が保管する日常生活用具について、概ね65歳以上の寝たきり老人や独り暮らし老人に無償で貸与します。

介護保険における日常生活用具の貸与サービスもあるため、現在町が保有する用具についてのみ貸与事業として継続するものです。

又、新規の貸与希望者については、別途所得条件等が加わります。

実施目標	平成15年度	平成19年度
貸与品目	保有台数	保有台数
自動消火器	5	20
火災警報機	5	20

目標量算出根拠（利用実績から勘案）

二．入所・通所措置事業

(経過措置として従来の措置制度を行うものです。)

65歳以上で緊急措置が必要な者（いわゆる身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むことに支障がある者）で、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護（ホームヘルプ）及び通所介護（デイサービス）を利用することが著しく困難であると認める者に対し、職権を持って介護サービスの提供に結びつくよう措置を講ずるものです。

通所（デイサービス）やホームヘルパーについては、職権にてサービス提供の決定判断をします。

また、入所措置については、次の事業があります。

「要援護老人福祉施設入所措置事業」

65歳以上の高齢者で、身体上、精神上、または環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な者を養護老人ホームへ入所させる事業です。

「緊急介護老人福祉施設措置事業」

やむを得ない事由により事業者との契約による介護サービスの利用やその前段となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたい者に対し職権をもって介護サービスの提供に結びつける事業です。

「緊急老人短期入所介護施設措置事業」

上記の者に対し、特別養護老人ホームへ短期入所措置を講ずる事業です。

木. その他の生活支援サービス

東串良町では、従来の在宅福祉サービスの3本柱であるホームヘルプ事業（軽度生活援助事業）、デイサービス事業（生きがい活動支援事業）、ショートステイ事業（生活管理指導事業）などを介護保険外一般対策として重点的に推進することとし、以下3項目の生活支援サービスを加え、総合的な高齢者生活支援サービス体制の充実を図ります。

事業名	サービス形態	想定 対象者数	既存 サービス量	整備目標	整備方針、取り組むべき 施策等
家族介護者 交流事業	在宅で高齢者を介護している家族が、介護から一時的に開放され、心身をリフレッシュすることにより、心身的又は精神的負担の軽減を図る。	30人	22人	30人	民生委員・在宅福祉アドバイザーを中心に、利用者の啓蒙を図る。
家族介護者 ホームヘル パー研修受 講料助成金 交付事業	訪問介護員の養成研修を受講するに際して、それに要する費用の一部について助成金を交付する。	30人	30人	30人	民生委員・在宅福祉アドバイザーを中心に、利用者の啓蒙を図る。
高齢者住宅 改造事業	高齢者の在宅での生活を支援するため、住宅改造に必要な経費を補助することにより、要援護高齢者等の寝たきり防止並びに介護者の負担の軽減を図る。	5人	2人	5人	地域型支援センター・民生委員・在宅福祉アドバイザーを中心に、利用者の啓蒙を図る。

③ 在宅介護者交流事業

在宅介護者を対象に、1泊2日及び日帰りで交流会を開催し、日頃の介護体験を共有する者同士で気軽に会話をしたり、社会制度の紹介やグループ懇談会等を通じて日頃蓄積した心のわだかまりを解消し、心身のリフレッシュを図ります。

また同時に、介護相談の場を設け、介護不安の解消も図ります。

- ・開催主体は町と社会福祉協議会で開催とします。
- ・実施については年2回（1回は宿泊、1回は日帰り）の開催としますが、介護者を抱えたままでの参加が著しく困難である参加希望者に対しても出来るだけ参加が可能となるよう、介護者を一時的に預けられる体制についても検討します。

重点課題

④ 痴呆性老人在宅介護支援対策

ゴールドプラン21のなかでも痴呆性高齢者支援対策の推進として我が国で急速に増加することが見込まれる痴呆性高齢者に対する取り組みをこれからの重点課題としております。

痴呆に関する医学的な研究を進める一方で痴呆性高齢者の尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営むことができるような状態を実現することが求められています。

痴呆性高齢者は、徘徊、不潔行為などの問題行動を伴う場合が多く、特に在宅での介護においては介護者に大きな負担を強いることになります。これら介護者の負担を軽減する対策として、痴呆性高齢者を専門的に扱う「グループホーム」などの整備や、痴呆の早期発見の段階から相談体制や痴呆性高齢者を介護する家族への支援体制の充実を図る観点から対象となる痴呆性高齢者の近隣に居住する者、ボランティア等が痴呆性高齢者の居宅を訪問し見守りや話し相手をする体制を図ります。

このため、介護者における痴呆についての専門的な知識の習得やその対応についての啓発促進に積極的に努めることとします。

具体的には、

- 1 広報誌やチラシ、パンフレットの制作により痴呆についての啓発を行います。
- 2 医療・老人介護施設・民間有識見者などの協力を得て、いつ誰でもが気楽に相談できる場所の普及に努め、痴呆に係る専門的な相談体系を確立します。
- 3 痴呆性老人家族会等積極的に痴呆性老人の介護について取り組みをしている団体等に対し、専門的な相談員の紹介や派遣などの支援を行います。また、痴呆性老人の介護経験者として、その経験や知識について、同じ痴呆性老人を抱える家族などへの問題の解決策としても役立てられるよう、家族会等による懇談会等の開催についても検討することとします。

⑤ 徘徊老人対策

評価・課題

痴呆性高齢者は、持続的な知能の低下や特有の精神症状のほか、徘徊などの問題行動がみられます。このような徘徊高齢者については、高齢者の身体の安全確保を図るため、地域ぐるみによる早期発見と保護の体制づくりを進め、迅速・的確な対応が必要です。

今後の取り組み方針及び目標

1. 警察と地域の関係機関・団体・事業所等との連携を密にし、痴呆性高齢者が所在不明になったとき、迅速な捜索を行い、早期に発見・保護できるように努めます。
2. 発見・保護した痴呆性高齢者については、家族への引き渡しや、関係機関等による訪問指導など必要なアフターケアを進めます。

(3) 地域ケア対策事業

地域ケア対策としては、総合的な介護サービスを提供する拠点の整備が必要となります。ここでは主に日常の生活圏に近い所で保健・医療・福祉の在宅介護サービス提供窓口として相談・指導にあたるとともに、多様なニーズに応じて各種サービスを調整し、総合的に供給することができる体制として、在宅介護支援センターを中心とした体制整備を図ります。

在宅介護支援センター事業

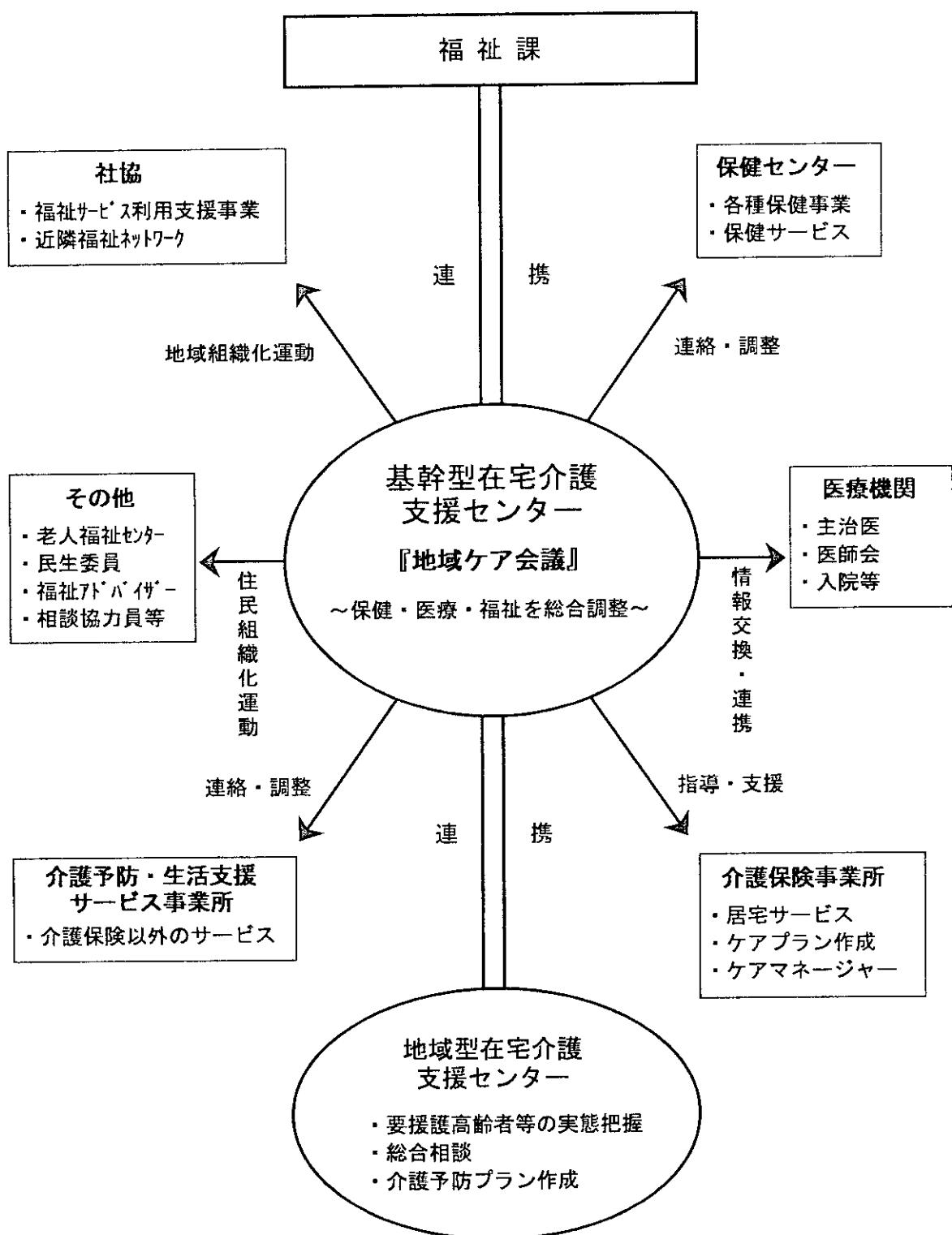
本町では基幹型在宅介護支援センター（1ヶ所）及び、地域型在宅介護支援センター（1ヶ所）を配置し、総合的な相談・指導・在宅サービスの調整機能の役割を行います。

種別	名 称 等
基幹型	○東串良町基幹型在宅介護支援センター 実施主体 東串良町（直営） 所在地 東串良町池之原2157
地域型	○在宅介護支援センター ルーピンの里 実施主体 社会福祉法人福寿会（委託） 所在地 東串良町池之原2077-1 併 設 特別養護老人ホーム ルーピンの里

また、自立と判定された高齢者や虚弱老人にかかる介護予防や生活支援サービスの介護計画作成についても、在宅介護支援センターがその中心的役割を果たすこととなります。

そこで、本町では介護保険における「ケアプラン（介護サービス計画）」と介護保険以外の介護予防や生活支援サービスの「介護予防プラン」とを総合的に調整する体制整備として、地域ケア会議を柱とした地域ケアシステムの構築に努めます。

地域ケアシステム体系図



2. 介護予防

高齢者が家庭や住み慣れた地域社会の中で、健康で生きがいのある自立した生活を営むために、介護保険法の精神でもある介護予防への取り組みについて、高齢者福祉課及び、在宅介護支援センターを中心に、保健・医療・福祉との連携を図りながら、老人保健福祉計画に具体的な事業を盛り込み、積極的に取り組んでいきます。

3. 地域リハビリテーション

居宅要援護高齢者が、居宅において心身の維持回復を図り、日常生活の自立を支援するために理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションについて、今後関係医療機関等における事業参入を積極的に促します。

4. 地域ケア体制

地域に密着したきめこまかなる高齢者の介護予防、介護保険サービスを支援するため、地域の一般住民の援護活動が重要になります。

このため、在宅介護支援センターを中心に、社会福祉協議会(ボランティア)、相談協力員、各種団体、要援護高齢者の隣近所の方等のネットワークづくりを促進し、身近な福祉ニーズ等の情報収集及び、地域ケア体制の育成強化を図っていきます。

5. 高齢者活動支援等

住民ボランティアによる自主的な高齢者活動支援等は、介護保険サービス受給者を精神面で支援したり、介護保険サービスを補完するものとして、地域における福祉サービスを育む大きな力となることから、ボランティア活動を積極的に支援していきます。

第2章 目標実現の方法

1. 委員会の設置等

老人保健福祉計画・介護保険事業計画は、5ヶ年間の計画ですが、3年ごとに見直しが行われます。

これらの計画の実施状況について、どのように進捗しているかのチェックを行い、次期計画作成のための意見を聴くため、事業計画策定に係る懇話会を設置します。

2. 介護保険サービスの情報提供

現在、課の窓口に、町内及び近隣市町村に所在する、サービス提供事業者の一覧表を備え付けています。実務的には、要介護者がケアマネージャーと相談しつつ、サービス提供事業者を選択することが多いと考えられますが、町側が事業者の各種情報を的確に掴み、利用者の問い合わせ等に対応できることが大切となります。

3. 介護保険サービス事業者及び介護支援専門員の確保

既存の介護保険サービス事業者の育成を図る一方、必要なサービス部門については、積極的に民間及び法人等の事業参入を促していきます。

また、介護支援専門員の確保については、広く住民及び関係事業者等に対し資格取得について働きかけをしていきます。

4. ボランティアの確保と組織化

社会福祉協議会、地域老人クラブ、女性団体等の自主的な地域活動は、地域の介護を支え、地域福祉の土壌を育む大きな力となることから、介護保険サービスで対応出来ない部分をカバーしたり、サービス受給者を日常生活面で支えるなどボランティアの果たす役割は大きいものがあります。

今後においても、各種団体の活動支援を積極的に行うとともにボランティア組織のネット化を図るなど地域ボランティア団体の育成強化に努めます。

5. 他組織等との連携

先に示した両計画を支える体制図の中で、各組織間の連携がスムーズに運営されることがより重要となります。地域を支える各組織・団体あるいは個人等との連携をより深め、地域福祉の増進に努めます。

6. 制度の啓発等広報活動

介護保険制度については、制度発足時点から各地区において説明会を行い、併せて、その後も広報誌を中心に啓発活動を行ってきました。

ただ、制度が開始されて間もないこともあり、本制度の内容を詳しく理解している方は非常に少なく、疑問・不明点を持つ人が多いようです。

また、老人保健・福祉サービスについても、サービスによっては知らない人もかなりいるようです。

これらのサービスを使う・使わないは別にして、知っているだけでも生活の幅が広がったり、知らない方への情報提供もできます。介護保険や老人保健福祉サービスを上手に利用し、介護者の負担や健康づくりのために一層の広報・啓発活動に努めます。

課題

近年、都市化などの進展により地域連帯意識の希薄化など、コミュニティ機能の低下が言われています。町民参加の基礎となる自治組織の連帯や活動・充実が必要です。町政と町民のパイプ役となっている広報活動については、なお一層の充実を図り、町民が意見・要望を気軽に出来る体制づくりが必要です。

取り組み方針

広報「東くしら」の編集体制の一層の充実に努め、より町民の立場に立った広報内容の充実を図ります。また、高度情報通信システムのインターネット・ホームページの充実を図り、町民に対して多くの行政施策の情報提供をするため、及び町民からの情報収集にホームページの「掲示板」を活用します。

20020031

以降は雑誌/図書に掲載された論文となりますので、
P.43の「研究成果の刊行に関する一覧表」をご参照ください。